

仮訳

タイにおけるプラスチック 食品包装に関する規制

2025年3月31日

この説明会資料は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、
農林水産省輸出・国際局規制対策グループ及び
タイ輸出支援プラットフォームにより作成した非公式なものです。
正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。
万一、不利益を被る事態が生じても、農林水産省輸出・国際局規制対策グループ及び
タイ輸出支援プラットフォームでは責任を負うことができませんのでご了承ください。

タイにおける食品接触材料の規制と基準

食品包装サプライチェーン

ポリマー樹脂 / 原材料製造



ポリマー樹脂/
原料

食品接触材料製造



加工

食品包装

家庭用品 / 容器 / 装置

消費者

食品製造



食品製造における包
装の使用

規制当局

[工業省]

タイ工業規格協会 (TISI)

- 対象: 原料製造業者
- 品質、安全性及びラベリングに関する規則(任意)

工業製品基本法
B.E. 2511

[工業省]

タイ工業規格協会 (TISI)

- 対象: 包装製造業者
- 品質、安全性及びラベリングに関する規則(義務及び任意)

消費者保護法
B.E. 2522

[首相府]

タイ王国消費者保護委員会事務局(OCPB)

- 対象: 包装製造業者
- ラベリングに関する基準(義務)

[商務省]

タイ商務省外国貿易局(DFT)

- 対象: 包装輸入事業者(陶磁器)
- 陶器及び陶磁器の輸入管理措置に関する規則(義務)

輸出入品に関する
法律, B.E. 2522

[保健省, MOPH]

食品医薬品局 (Thai-FDA)

- 対象: 食品製造業者
- 品質及び安全性に関する規則(義務)

食品法, B.E. 2522

仏暦2522年(西暦1979年)食品法

主旨及び対象:

- 食品法は、安全でない、不純で詐欺的な表示をされた食品から消費者を保護するための主要な法律。
- 公衆衛生大臣に、安全、品質、衛生、食品加工、ラベリングに関するさまざまな事項について規則を公布する権限を与えている。

公衆衛生大臣の権限; 第6条(6)(抜粋)

「食品包装(または容器)の品質または基準の設定、食品包装の使用、および食品包装を製造するための材料の禁止。」

定義; 第4節:

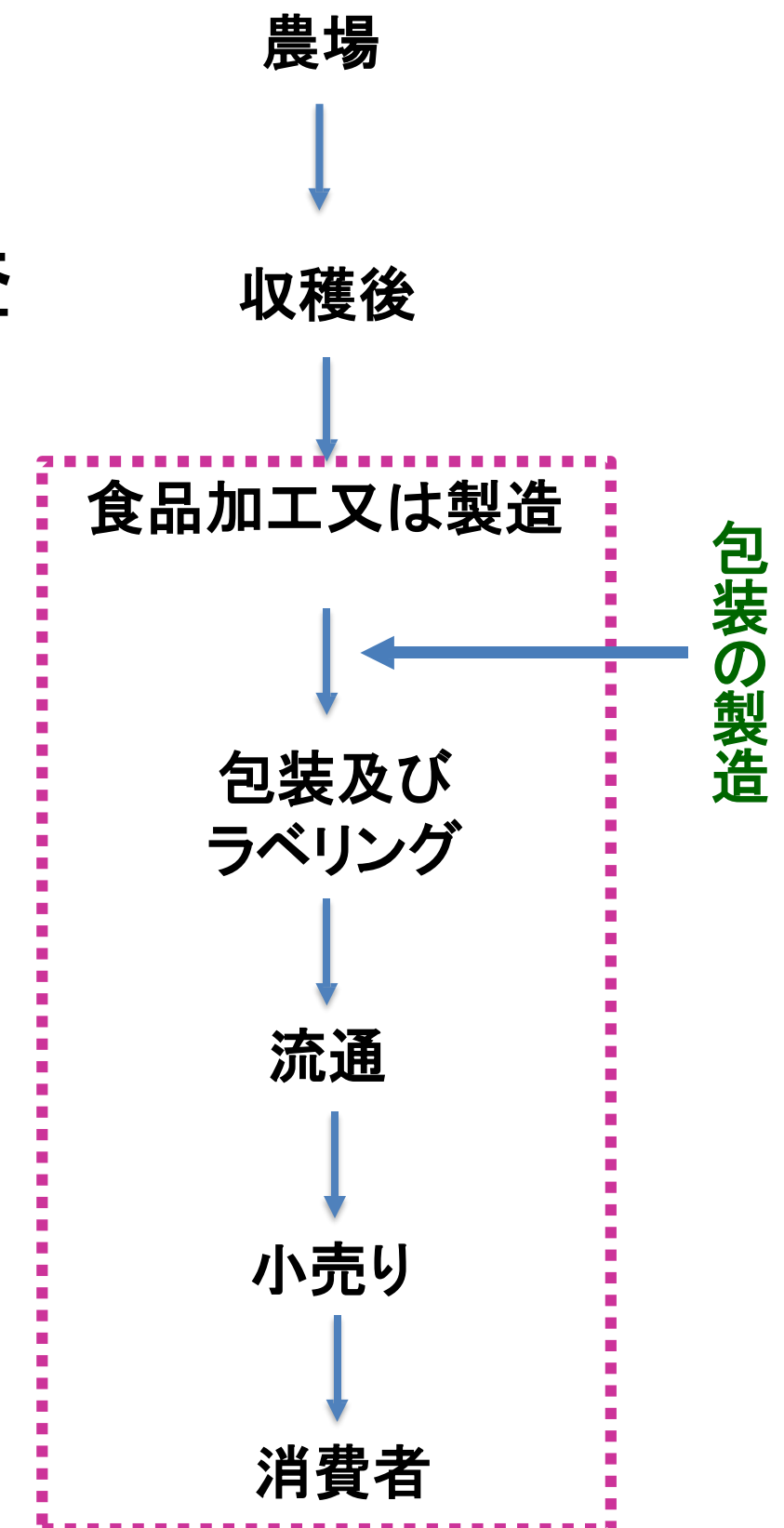
食品容器/包装とは、あらゆる手段で食品を保持または包むために使用される任意の物体を指す。



保健省の食品包装に関する告示

規制当局職員の権限

- ❖ 食品の加工、製造、輸入、流通、小売りの全ての段階における検査
- ❖ 施設への立ち入り、食品の押収、留置
- ❖ 食品規制に準拠していることを確認するための、食品又は食品包装サンプルの採取及びテスト
- ❖ 食品規制に従わない食品事業者に対する措置



実施及び施行



食品包装に関する保健省告示

- 施行: 食品製造業者及び食品輸入者
- 包装及び容器は、保健省の告示で規定されている要件に準拠しなければならない。



- 食品包装に関する保健省告示
食品生産者が使用することを目的とした完成品/包装の安全性と
品質基準を定める

保健省告示
No.92/2528 (1985年)

セラミック容器、エナメル金
属容器、プラスチック包装以
外の食品包装

保健省告示
No.435/2565 (2022年)

プラスチック食品包装

-
-
-
-

仏暦2522年（西暦1979年）食品法に基づき公布する
保健省告示第435号 仏暦2565（西暦2022年）
件名「プラスチック容器包装の品質又は規格の規定」



保健省告示第435号仏暦2565年(西暦2022年)

<https://food.fda.moph.go.th/food-law/category/package>

1. 仏暦2522年(西暦17979年)食品法に基づき公布する保健省告示(第435号)

件名「プラスチック容器包装の品質又は規格の検査分析(タイ語及び英語)

2. 食品医薬品委員会(FDA)告示(タイ語)

2.1 件名「保健省告示第435号の解説」

2.2 件名「プラスチック容器包装の検査分析」

2.3 件名「食品容器包装、哺乳瓶及び乳幼児用ミルク容器包装の検査分析結果の容認ガイドライン」

2.4 件名「食品容器包装安全評価ガイドライン」

2.5 件名「食品容器包装安全評価機関リスト」

3. ガイドライン (タイ語)

3.1 安全評価申請マニュアル(件名「食品容器包装又はプラスチック容器包装の品質又は規格及び安全性の評価」)

3.2 食品接触材料のメカニカルリサイクルプロセスとリサイクルプラスチック樹脂の安全評価及び効率評価に関するガイダンス

3.3 食品包装におけるリサイクルプラスチックの安全評価に関する報告書提出のための文書および証拠準備のガイドライン



保健省告示第435号 仏暦2565年(西暦2022年)

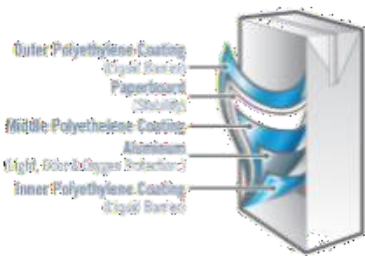
単一素材の
プラスチック包装



多層プラスチック
包装



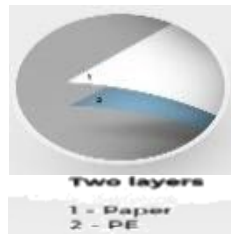
プラスチックの多層複合材で
構成される包装



01

04

プラスチックでコーティングされたあらゆる材料



食品接触する部分のプラスチック包装



プラスチック成分を含む複合原料の包装



対象

蓋を含む
プラスチック包装

バージンプラスチック材
又は
リサイクルプラスチック材
から作られたもの

02

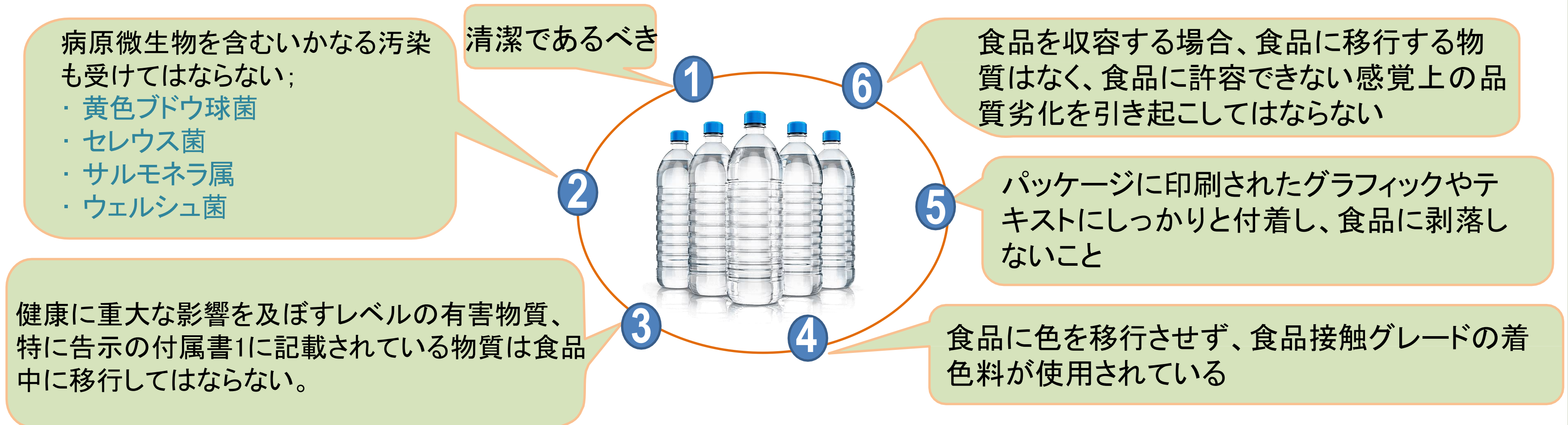
05

03

06



一般的な要件



考慮すべきガイドライン: 付属書1に指定されている物質以外の物質がある場合

- その物質がEU規則 No.10/2011 及びその改正規則に記載されている場合、その量は指定された上限を超えてはならない。
- その物質がEU規則 No.10/2011 に記載されておらず、検出量が 0.01 mg/kg を超える場合は、個別に安全性評価を実施しなければならず、その化学物質が変異原性、発がん性、生殖毒性を有してはならない。

食品用包装への再利用禁止例

- ❑ 健康を害する恐れのある肥料、毒物等を使用した包装
- ❑ 食品以外の物を含むために使用され、包装内の食品に対する誤解を招くような画像、マーク、または表示を持つ包装



特定の要件

□ 特定のプラスチック食品容器包装における移行制限基準

食品包装に用いられるプラスチックの種類		牛乳又は乳製品に使用されるプラスチック包装の種類*
- ポリ塩化ビニル - ポリエチレン - ポリプロピレン - ポリスチレン - ポリ塩化ビニリデン - ポリエチレンテレフタレート	- ポリカーボネート - ポリアミド/ ナイロン - ポリビニルアルコール - ポリメチルメタクリレート - ポリメチルペンテン - メラミン-ホルムアルデヒドポリマー	- ポリエチレン - ポリプロピレン - ポリスチレン - ポリエチレンテレフタレート - エチレン1-アルケン共重合樹脂

* 牛乳または乳製品：発酵牛乳、乳児用に加工された牛乳、フレーバーミルク、クリーム[液体の状態]。ただし、粉末または乾燥状態の乳製品は含まれません。

□ これらのリストに含まれないプラスチック食品包装は、移行限界を設定するために安全性評価を受ける必要があります。

- 書類の準備
 - 安全性評価書類の提出
 - 安全性評価申請マニュアル
 - e-submission(オンラインでの提出)

e-submission - SKYNET Thai FDA ➤ <https://privus.fda.moph.go.th/>





保健省告示第435号 仏暦2565年(西暦2022年)

特定の要件

移行量制限(附属書1); 2025年6月19日に施行

□ 全てのプラスチックを対象

- 総移行量制限; $OML \leq 10 \text{ mg/dm}^2$
- 金属移行量制限 (19種類)
- 芳香族第一級アミン類の移行量制限 (PAAs)

Group 1 22種類のアゾ色素を添加又は使用したプラスチック包装

Group 2 原料としてPAAsを使用したプラスチック包装

□ 特定移行量制限; SML

特定のプラスチックを対象: PVC, PVDC, PC, PA, PMMA, メラミン, 及びPET

注: PAA(表 3. 2)で分析できるのは、プラスチックの製造に使用される物質と、PETの特定移行リスト(表4. 7)のみである。分析免除の対象となる化学物質を明確にするためには、化学物質の使用を証明する検証可能な文書が必要である。

(参照: 食品と接触することを目的としたプラスチック材料および製品に関する欧州連合委員会規則(EU)No.10/2011)

移行期間中(2025年6月18日まで)の品質要求又は基準

プラスチック包装の基準（付属書2）；

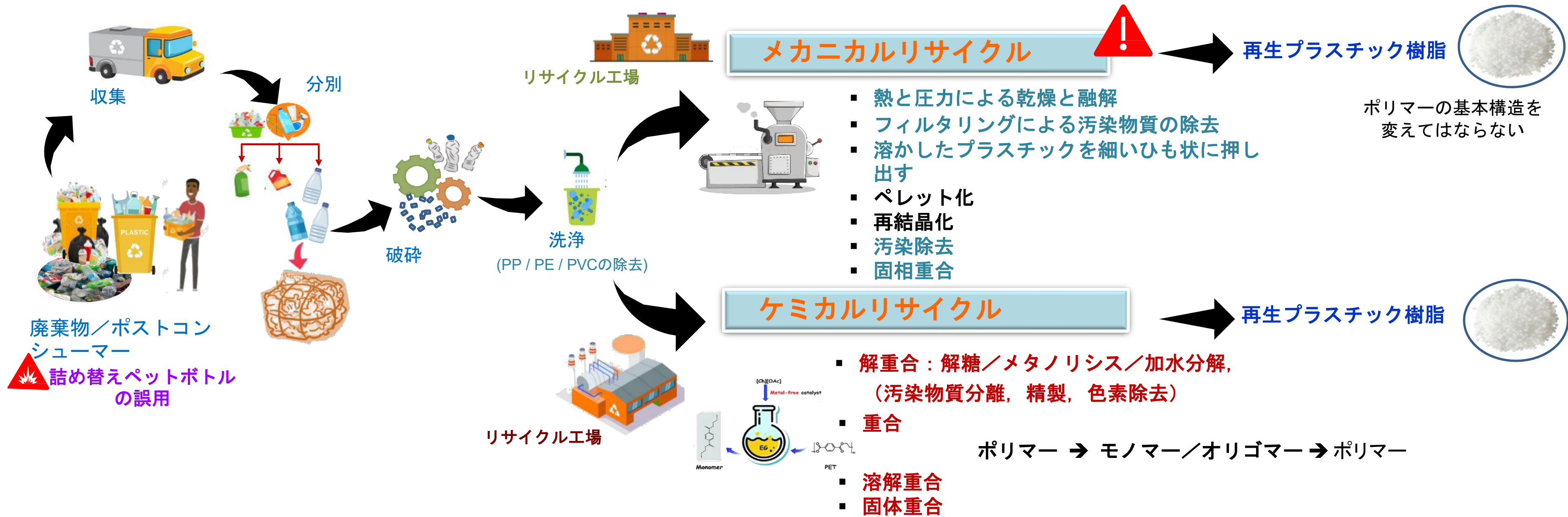
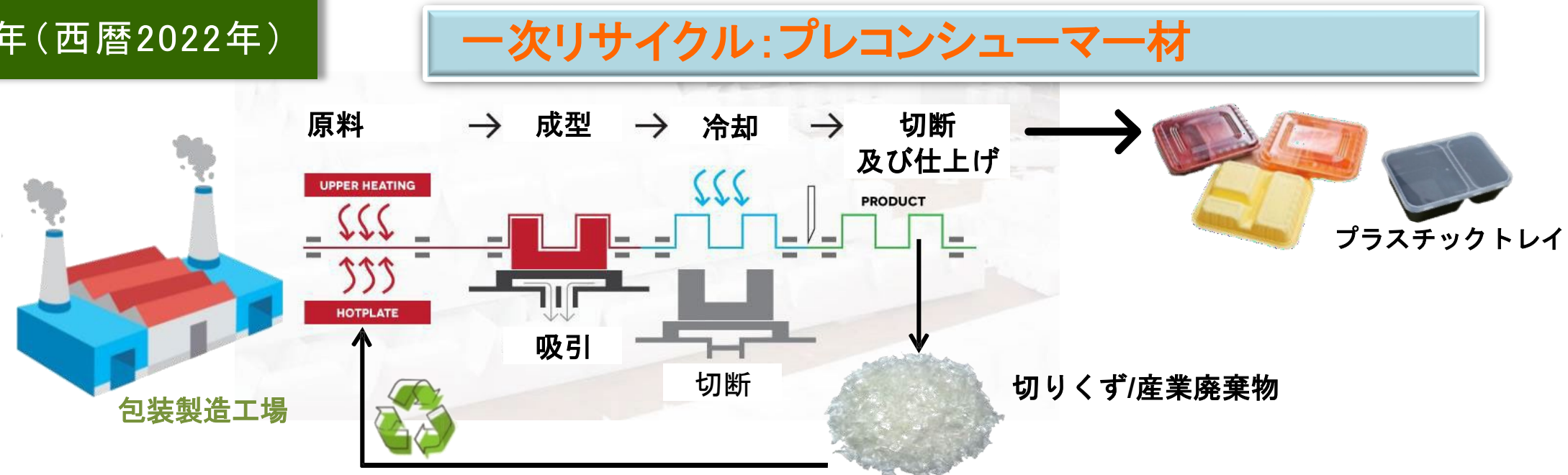
- 材料試験
- 移行量制限

告示付属書1に基づく移行量制限の分析方法に関するガイドライン

→ FDA告示 件名「プラスチック容器包装の品質又は規格の検査分析」

- 分析方法
- 食品疑似溶媒
- 試験条件
- 試験手順に関するガイドライン
 - 食品未接触又は既に接触している食品包装／容器の試験ガイドライン
 - 包装の種類に応じた適切な試験方法の選択
 - 反復使用のためのテスト

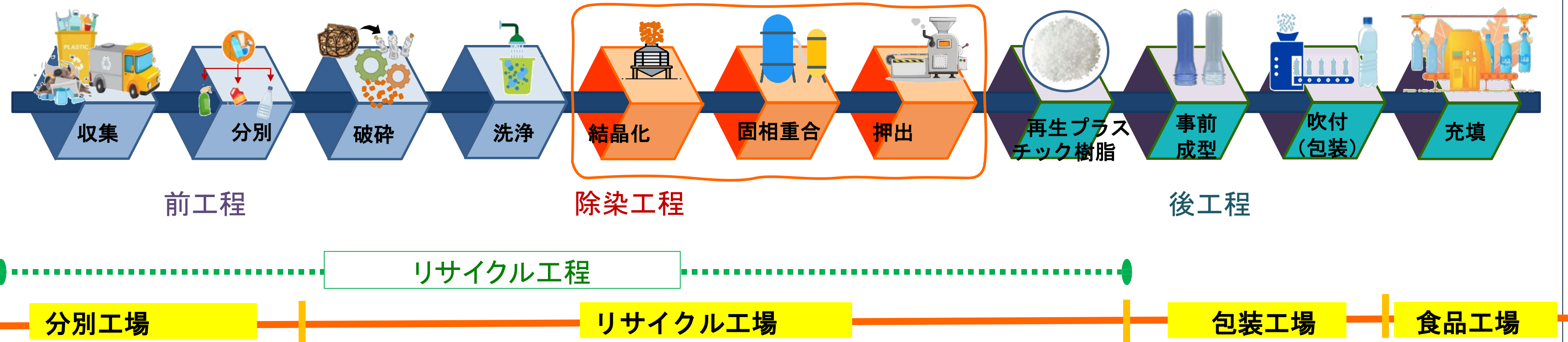
リサイクル工程の種類





保健省告示第435号 仏暦2565年(西暦2022年)

☐ メカニカルリサイクル



消費者による食品包装の誤用により、化学汚染物質がポストコンシューマプラスチック原料と接触する可能性がある。



リサイクル工程で、原料から汚染物質を効果的に除去しなければならない。
代替汚染物質試験（サロゲート試験）により、リサイクルプロセスの有効性を評価しなければならない。



メカニカルリサイクルプロセス及び食品接触材用再生プラスチック樹脂の安全性評価 及び効率評価に関するガイダンス

目的： ➤ メカニカルリサイクルプロセスの有効性の評価と再生プラスチック樹脂の安全性評価のため、
➤ この文書の目的は、食品に接触する用途に適した材料を製造するためのリサイクル工程について、製造者が評価する際にタイFDAが考慮する事項を明らかにすることである。

基準；

リサイクルプラスチック製造業者

代替汚染物質試験；
：プラスチック原料が化学物質（代替汚染物質）で汚染される最悪のシナリオにおいて、
：代替化学汚染物質の削減または除去におけるリサイクルプロセスの有効性を評価する。

最大汚染物質濃度 ≤ 210 µg/kg

提出書類
必要なデータと情報のリストに従う

FDAが指定した安全評価機関

食品包装リスク評価機関

- ☐ カセサート大学農産学部包装原料工学科
- ☐ タイ国リスク評価センター（TRAC），
栄養振興財団，マヒドール大学



リサイクルプラスチック材により作られた包装の使用

包装に使われるプラスチック樹脂は、メカニカルリサイクルにより得られる必要がある



- **PETのみ**
- プラスチック樹脂は、安全性評価と効率性評価を経たリサイクル工程から生まれる。FDAが指定した安全性評価機関による安全性評価報告書をFDAに提出すること。
- **又は** プラスチック樹脂はタイ工業規格協会 (TISI) の認証を受けていること。

タイで製造された再生プラスチックを食品に使用

ーリサイクル技術メーカーからリサイクルプロセスの効率評価報告書を提出すること。

タイ国外で製造された再生プラスチックを食品／輸入食品に使用

ー製品が製造された国または信頼できる安全性評価システムを有する国の関係機関による効率性評価に関する文書または報告書を提出すること。

プラスチック食品包装

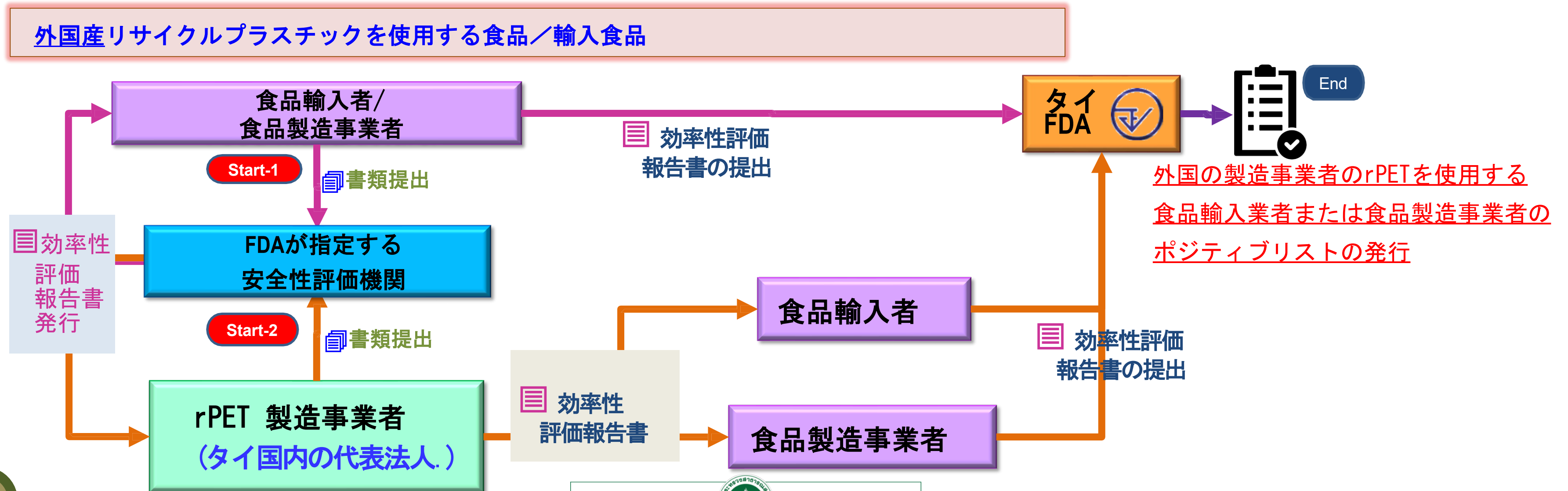
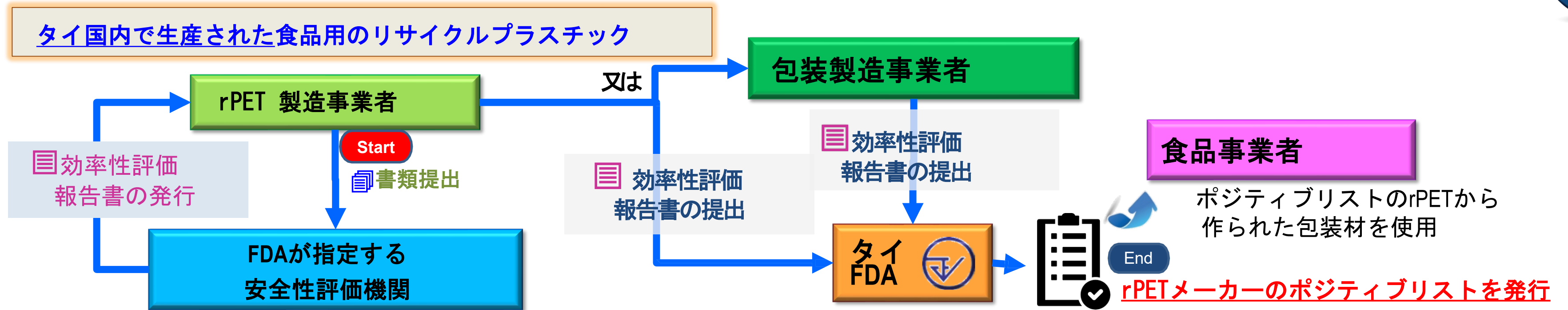


品質または規格が本通知に記載されている品質または規格に適合している
リサイクルプラスチック=バージンプラスチック

包装に使われるプラスチック樹脂は、未使用廃棄物又はケミカルリサイクルプラスチック材により作られる。



- 本告示にリストされた全ての種類のプラスチック
- リサイクルプロセスの安全性評価および効率性評価を受ける必要はない

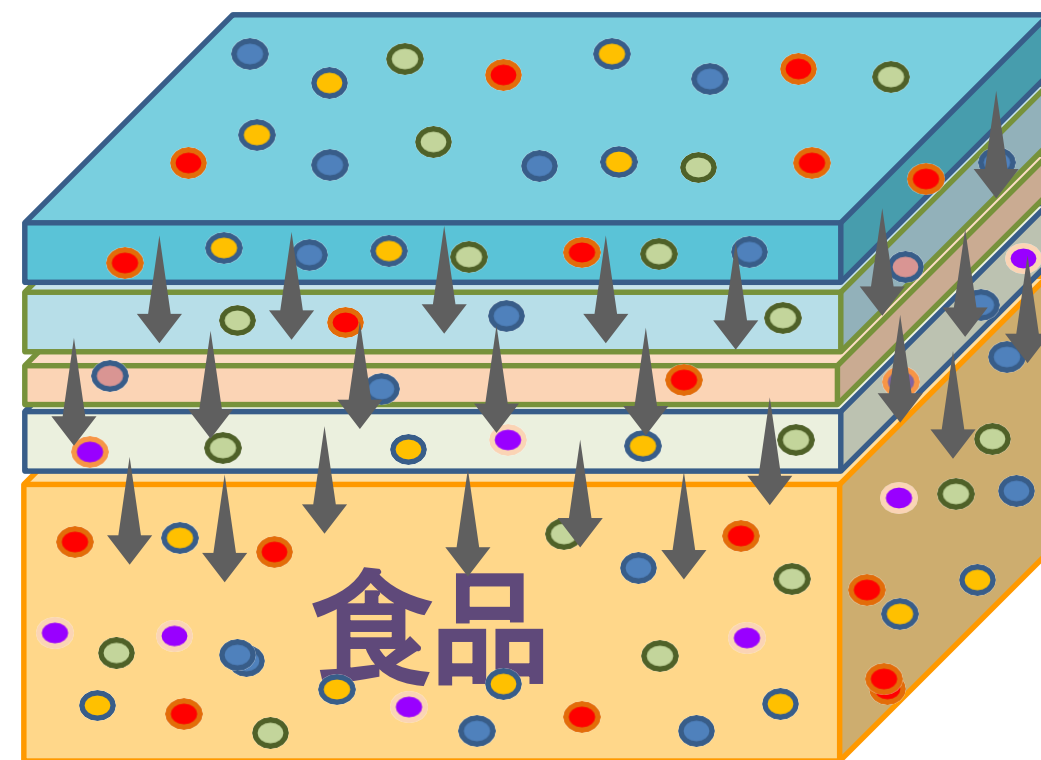




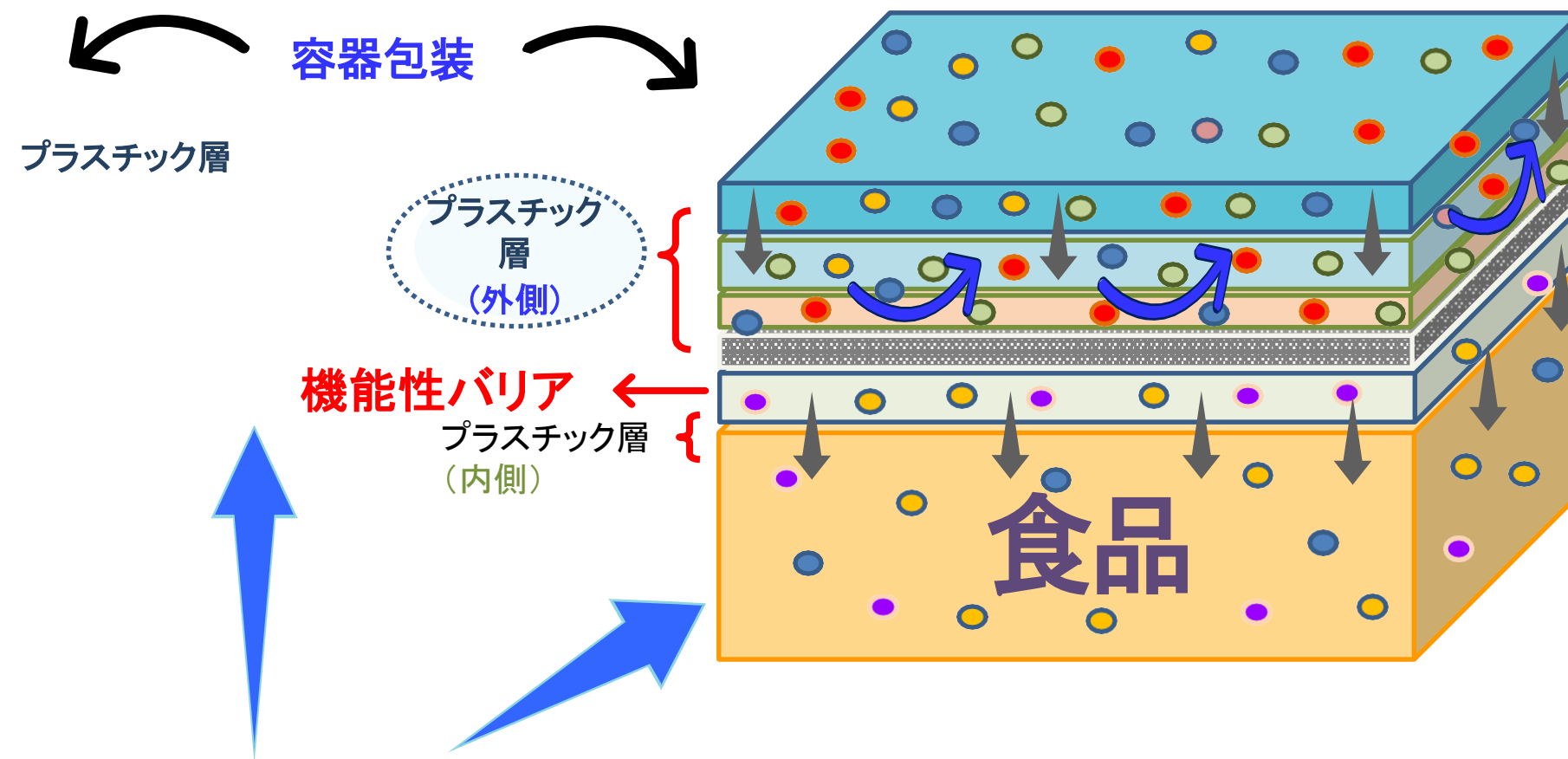
機能的バリアを備えたプラスチック包装容器の使用

機能的バリア：一般物質および非認可物質の移行を防止する包装内の層または材料。

機能的バリアなしの包装の溶出移行



機能的バリアがある際の包装の溶出移行



機能的バリアが機能的バリア前面の材料層から食品への物質の移行を防止できる場合（食品への物質の移行が0.01mg/kg以下）、機能的バリアより前面のプラスチック層は、本告示の付属表1に規定された品質または規格に適合することが免除され、機械的リサイクルプロセスの安全性評価および効率評価を受ける。また、プラスチックの種類に対する安全性評価の提出は、本告示に規定されていない。

" THANK YOU "

